

## 令和5年度 明石市行政デジタル改革(DX)の取組について

## 1 趣旨・目的

行政手続のオンライン化の推進や、業務へのデジタルツールの活用により、行政デジタル改革(DX)の取組を進めることで、多様な市民ニーズへの対応と業務の効率化を行い、より一層市民に寄り添った行政サービスの向上を図ります。

## 2 次年度の主な取組内容

内 容	事業費
<b>(1) 行政手続のオンライン化の推進</b> 市民視点の行政サービスの実現及びデジタル技術の活用による行政運営の効率化の観点から、次に掲げる市民の利便性向上に資する手続について、オンラインで申請が可能なものを2025年度までに200手続以上に拡大する。 <b>① 市民の負担の軽減と利便性向上につながる手続</b> 子育て世帯や仕事をされている方、障害者等を含め、すべての市民の負担軽減と利便性向上につながる手続 <b>② 自治体が優先的にオンライン化を推進すべきとされている手続</b> 国が「デジタル・ガバメント実行計画」で定める、子育て(児童手当、保育施設利用申請等)、介護(要介護認定申請等)関係の24手続 <b>③ その他オンライン化で市民の利便性が向上する手続</b> 年間受付件数が多い手続や、添付書類が少なく申請が容易な手続など	6,000千円  (デジタル田園都市国家構想推進交付金を申請補助率 1/2)
<b>(2) 訪問業務や窓口業務でのタブレット端末の活用</b> 支援の必要な方への訪問等、庁外での業務の多い部署や、窓口で相談を受ける業務のある部署等にタブレット端末を配備し、訪問先や窓口での行政サービスの質の向上や事務の効率化を行う。	4,000千円
<b>(3) デジタルデバインド(情報格差)対策</b> デジタル機器が不慣れな高齢者向けに、スマートフォンの基本的な使い方学ぶシニア向けスマホ教室を開催	— 県のスマート兵庫関連事業を活用
<b>(4) デジタル化による市役所業務の効率化</b> ・公文書電子化の推進 ・自治体専用ビジネスチャット <sup>※1</sup> の導入 ・RPA <sup>※2</sup> 、AI-OCR <sup>※3</sup> など業務効率化ツールの拡充	39,000千円 9,240千円 4,247千円

※1 自治体専用ビジネスチャット・・・自治体内のセキュリティが確保された通信を利用し、職員間でグループチャットや資料の共有などができるツール

※2 RPA・・・コンピュータ上で行われる業務プロセスや作業を人に代わり自動化するツール

※3 AI-OCR・・・手書きで記載された文字をAIが読み取り、データ化するツール

## 行政手続オンライン化の対応状況

対応状況	手 続 の 内 容
<p>すでに全部または一部でオンライン化に対応している手続</p>	<p>図書館の図書貸出予約                      文化施設等の利用予約                      研修・講習・各種イベント等の申込                      地方税申告手続（eLTAX）                      水道使用開始届等                      職員採用試験申込                      統計調査                      電子入札                      ふるさと納税の寄附                      新型コロナワクチン接種予約、接種券発券申請                      おむつ定期便の申請                      犬の死亡届                      転出届                      個人番号カード受取予約 など</p>
<p>オンライン化に対応することが決まっている手続</p>	<p>粗大ごみ収集の受付                      子育て、介護関係の24手続（国のぴったりサービスで対応）</p> <p>① 子育て関係（13手続）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 児童手当等の受給資格及び児童手当の額についての認定請求</li> <li>・ 児童手当等の額の改定の請求及び届出</li> <li>・ 氏名変更／住所変更等の届出</li> <li>・ 受給事由消滅の届出</li> <li>・ 未支払の児童手当等の請求</li> <li>・ 児童手当等に係る寄附の申出</li> <li>・ 児童手当に係る寄附変更等の申出</li> <li>・ 児童手当等の現況届</li> <li>・ 支給認定の申請</li> <li>・ 保育施設等の利用申込</li> <li>・ 保育施設等の現況届</li> <li>・ 児童扶養手当の現況届の事前送信</li> <li>・ 妊娠の届出に係る面談事前送信</li> </ul> <p>② 介護関係（11手続）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 要介護、要支援認定の申請</li> <li>・ 要介護、要支援更新認定の申請</li> <li>・ 要介護、要支援状態区分変更認定の申請</li> <li>・ 居宅（介護予防）サービス計画作成（変更）依頼の届出</li> <li>・ 介護保険負担割合証の再交付申請</li> <li>・ 被保険者証の再交付申請</li> <li>・ 高額介護（予防）サービス費の支給申請</li> <li>・ 介護保険負担限度額認定申請</li> <li>・ 居宅介護（介護予防）福祉用具購入費の支給申請</li> <li>・ 居宅介護（介護予防）住宅改修費の支給申請</li> <li>・ 住所移転後の要介護、要支援認定申請</li> </ul>
<p>今後オンライン化に対応していく手続</p>	<p>以下の手続について現在庁内で調査中</p> <p>① 市民の負担の軽減につながる手続でオンライン化可能なもの                      ② その他オンライン化で市民の利便性が向上する手続</p>